

「おいしが うれしが」キャンペーンロゴマーク使用基準

第1 目的

「おいしが うれしが」キャンペーン実施要領第4の規定に基づき、「おいしが うれしが」キャンペーンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

第2 図柄等

ロゴマークのデザインは別紙1、ロゴマークの形および色に関する注意点は別紙2のとおりとする。

第3 ロゴマークの商標権

ロゴマークに関する商標権は、滋賀県が所有する。

第4 ロゴマークの使用等

1 ロゴマークは、次の各号に掲げる者（以下「推進店等」という。）が、「おいしが うれしが」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の趣旨に則り情報発信やPRを行う際に、無料で使用できるものとする。

- (1) 「おいしが うれしが」キャンペーン推進店
- (2) 「おいしが うれしが」キャンペーンサポーター

2 加工食品や料理等にロゴマークを表示する場合は、原材料として使用している県産農畜水産物についての表示を明確に行なうこと。

特に、加工食品の場合は、「滋賀県産の〇〇〇を△%使用」など使用割合を併記すること。ただし、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができる。

3 推進店等は、生鮮食品や加工食品にロゴマークを表示する場合においては、キャッチフレーズ（自然がおいしい、心がうれしい。）およびサブフレーズ（やっぱり滋賀（地）のもんがええなあ）を省略することができる。

ただし、県外でロゴマークを使用する場合は、この限りでない。

4 知事は、必要に応じ、推進店等に対してロゴマークの使用状況について、様式1による報告を求めることができる。

5 推進店等が社会通念上許容される範囲を超えてロゴマークを濫用するなど、キャンペーンの趣旨が損なわれるおそれがある場合には、知事はロゴマークの使用の禁止を命じることができる。

第5 事故、苦情等の処理

1 推進店等は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この基準は、平成20年7月25日から施行する。

附則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年3月6日から施行する。

(別紙1) ロゴマークのデザイン

◆基本タイプ-A

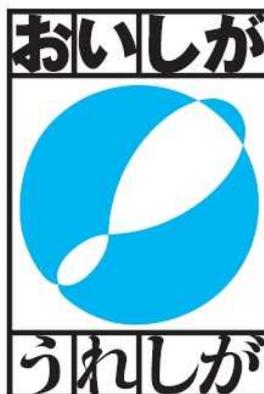
自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり滋賀のもんがええなあ

◆基本タイプ-B

やっぱり滋賀のもんがええなあ



自然がおいしい、心がうれしい。

◆基本タイプ-C

やっぱり滋賀のもんがええなあ



自然がおいしい、心がうれしい。

◆ラインタイプ-A



◆ラインタイプ-B



但し、県内でのみ使用する場合は、下記のタイプを使用することができる。

◆県内タイプ-A

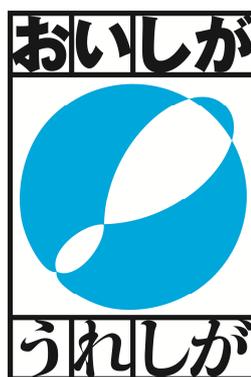
自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり地のもんがええなあ

◆県内タイプ-B

やっぱり地のもんがええなあ



自然がおいしい、心がうれしい。

◆県内タイプ-C

やっぱり地のもんがええなあ



自然がおいしい、心がうれしい。

（別紙2） ロゴマークの形および色に関する注意点

1. 縦横比率

縦横比率を変えずに、拡大・縮小すること。

2. 色指定

- ①「！」（感嘆符）のバックの青はシアン88%とする。
- ②縁取りの中の白い部分は白指定であり、透かしたり別の色を入れてはならない。
- ③「自然がおいしい、心がうれしい。」の赤はマゼンタ100%、イエロー100%とする。
- ④「おいしが うれしが」と「やっぱり滋賀（地）のもんがええなあ」の字および縁取りはブラック100%とする。

3. カラー展開方法

- ①フルカラー表示できない場合は、単色表示または反転表示とする。
- ②背景の柄や色によって、著しく視認性が悪くならないように注意すること。

(様式1)ロゴマークの使用状況報告

「おいしが うれしが」キャンペーンロゴマーク使用状況報告書

年 月 日

滋賀県知事 あて

住所

名称

代表者名

印

「おいしが うれしが」キャンペーンロゴマークの使用状況について、下記のとおり報告します。

記

店舗名等 (複数ある場合)	表示期間	表示した 食材等・場所	表示数または 箇所数等	備 考

※ロゴマークを表示した原本を添付すること（添付できない場合は、使用状況が確認できる写真等を添付すること）